



平成 21 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 片岡 政隆
(コード番号 6770 東証第1部)
問合せ先 CSR部長 永田 一郎
TEL (03)3726-1211(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 76 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除ならびに条数の繰上げ等、所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日) |

以 上

【別紙】変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 5 億株とする。</p> | <p>第 6 条 (現行どおり)</p> |
| <p>第 7 条 (自己の株式の取得) 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> | <p>第 7 条 (現行どおり)</p> |
| <p><u>第 8 条 (株券の発行)</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> | <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> |
| <p><u>②当社は前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| <p>第 10 条 (株券の種類) 当社が発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| <p>第 11 条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。 ②前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> | <p>第 9 条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。 ② (現行どおり)</p> |
| <p>第 12 条 (株式取扱規則) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り・買増し、株券喪失登録の<u>手続、実質株主通知の受理</u>、その他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p>第 10 条 (株式取扱規則) 当社の単元未満株式の買取り・買増し、<u>株主の権利行使に際しての手続き</u>、その他株式に関する<u>取扱い等は</u>、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>第 13 条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を</p> | <p>第 11 条 (現行どおり) ② (現行どおり) <u>(削除)</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> | |
| <p>第 <u>14</u> 条（基準日） 当会社は毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に 記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ②本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> | <p>第 <u>12</u> 条（現行どおり） ②（現行どおり）</p> |
| <p>第 <u>15</u> 条～第 <u>42</u> 条 （条文省略）</p> | <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>40</u> 条 （現行どおり）</p> |
| <p><u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> | <p>附則 <u>第 1 条</u> 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> |
| <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>第 2 条</u> 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |
| <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p> |

以 上